富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業

工事監理業務特記仕様書

I 監理業務の概要

1 業務名称 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業工事監理業務委託

2 工事場所 静岡県富士宮市粟倉地内

4 適用

本仕様書(以下「仕様書」という。) に記載された特記事項については、「⊙」印が付いた ものを適用する。

5 対象工事の概要

本業務の対象となる工事(以下「対象工事」という。)の概要は下表のとおりとする。

工事名	工期	工事の受注者	契約額	備考
富士山富士宮口五合目来訪者施設 (仮称)整備事業	00	00	円	
			円	
			円	
			円	
合計			円	

Ⅱ 監理業務内容

工事監理業務は、標準業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。 担当職員は、対象工事の工事請負契約書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)に示された設計意図を実現させ、かつ工事の施工を設計図書に合致させるため次に掲げる業務を行なうものとする。(詳細は「工事監理業務内容(標準)」による)

なお、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義を生じた場合は、発注者と受注者との間で協議して定める。

1 標準業務の内容

標準業務は、仕様書に規定する項目の他、工事監理業務内容(標準)による。 業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

- (1) 工事監理に関する業務
 - ア 工事監理方針の説明等
 - ⊙工事監理方針の説明
 - ⊙工事監理方法変更の場合の協議
 - イ 設計図書の内容の把握等
 - ・設計図書の内容の把握(設計者と監理者が異なる場合は必要)
 - 質疑書の検討
 - ウ 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務
 - ⊙施工図等の検討及び報告
 - ⊙工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - エ 工事と設計図書との照合及び確認
 - ⊙工事と設計図書との照合及び確認
 - オ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - ⊙工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - カ 工事監理報告書等の提出
 - 工事監理報告書等の提出
- (2) 工事監理に関するその他の業務
 - ア 請負代金内訳書の検討及び報告
 - 請負代金内訳書の検討及び報告
 - イ 工程表の検討及び報告
 - 工程表の検討及び報告
 - ウ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
 - ○設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
 - エ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - ○工事と工事請負契約との照合、確認及び報告
 - ○工事請負契約に定められた指示、検査等
 - ⊙工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

- オ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
 - ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- カ 関係機関の検査の立会等
 - ⊙関係機関の検査の立会等
- キ 工事費支払いの審査
 - ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
 - ・最終支払い請求の審査
- (3) 技術料等経費率の区分(技術料等経費の軽減に係る事項)
 - ⊙特に高い技術力等が期待される監理
 - ・ 通常の監理
 - ・技術力等を期待される箇所がやや少ない監理
 - ・技術力等を期待される箇所が限定される監理
 - ・標準的に期待される技術力等を必要としない監理
- (4) 対象外業務の有無(標準業務の軽減に係る事項)
- ア 地方公共団体による発注の有無
 - 有
 - 無
- イ 建築技術職員等の関与の有無
 - ⊙有
 - 無
- ウ 設計者への随意契約の有無
 - ⊙有
 - 無
- (5) 難易度の有無(標準業務量の補正に関する事項)
 - ア 総合工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合
 - ○特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物
 - 木造の建築物
 - イ 構造工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合
 - ○特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物
 - ・特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定 を要するものを除く)又は免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)
 - ・木造の建築物
 - ウ 設備工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合
 - ○特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物
 - ○特別な性能を有する設備が設けられる建築物
- 2 追加業務の内容
 - ○完成図の確認
 - ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE 静岡) による評価に係る業務

Ⅲ 監理業務処理要領

1 一般事項

- (1) 発注者は、対象工事に対する発注者の監督員及び工事の受注者の定める現場代理人等の氏名を受注者に通知するものとする。
- (2) 発注者は、対象工事について工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事の受注者に対して指示を与えた場合は、遅滞なく受注者にその内容を通知するものとする。
- (3) 静岡県監理業務委託契約約款第2条、第6条、第11条および第12条の規定により、受注者が発注者に提出する書類の様式は次のとおりとする。

ア 監理業務計画表 (様式1)

イ 監理業務担当職員計画表 (様式2)

ウ 監理業務報告書 (様式3)

工 工事進捗月報 (様式 4)

才 監理業務完了報告書 (様式5)

2 工事監督業務

(1) 監理業務に関する図書

ア 担当職員は、別表 1 に掲げる図書を現場監督員事務所に常備するものとし、監理業務 が完了の際には発注者に引き渡すものとする。

- イ 現場監督員事務所に常備する図書は、発注者の監督員の指示に従い業務の経緯が明ら かになるよう整理し、発注者の監督員の請求があれば直ちに提出するものとする。
- (2) 発注者の監督員への報告等

担当職員は、次に掲げる業務を処理した場合は、その都度その概要を発注者の監督員に 報告するものとする。

- ア 対象工事の受注者又は現場代理人等に対する必要な指示、承諾又は協議(軽易なものを除く)(様式 7)
- イ 工事施工のための設計図書に基づく詳細図等の作成及び工事の受注者又は現場代理人 等への交付又は工事の受注者が作成したこれらの図書の承諾(様式7)
- ウ 工事の受注者又は現場代理人等が、その担当業務に関して行う報告の受理(軽易なものを除く)
- エ 既済及び完成検査に先だち出来形の確認

3 業務の実施

(1) 適用基準等

ア 仕様書

- ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ⊙公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ·公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

- ·公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ·公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ·公共建築木造工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ●建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- イ ガイドライン・指針等
 - ①ユニバーサルデザインを活かした建築設計 (静岡県)
 - ○県有建築物コスト縮減ガイドライン(静岡県)
 - "ふじのくに"エコロジー建築設計指針(静岡県)
 - ⊙脱炭素社会の実現に向けた県有建築物ZEB化設計指針(静岡県)
 - ●建築構造設計指針・同解説(静岡県)
 - ○防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(静岡県)
 - ●建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター)
 - ○静岡県建設工事監督・検査実務要覧【建築・設備工事】(静岡県)
 - ·静岡県立高等学校施設整備規準·標準仕様集
 - ⊙防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
 - ○静岡県環境物品等の調達に関する基本方針
 - ⊙ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)(静岡県)
 - 県有建築物環境・省エネルギー整備基準
 - ①地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル(営繕版)【工事・敷地調査業務編】(中部地方整備局営繕部)
 - ○富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書(平成12年1月)
 - ⊙活火山における退避壕等の充実に向けた手引き(平成 27 年 12 月 内閣府防災担当)
- (2) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者(総括担当職員)、意匠主任担当職員、構造主任担当職員、設備主任担当職員を総称していう。

ア 管理技術者 (総括担当職員)

管理技術者(総括担当職員)については、建築基準法(昭和25年法律第101号)による工事監理者となるもので下記の要件を満たすものとする。また、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

下表職階の主任技師以上とする。

イ 意匠主任担当職員

下記職階の技師(B)以上とする。

ウ 構造主任担当職員

下記職階の技師(B)以上とする。

工 設備主任担当職員

設備主任担当職員については、建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士 の資格を有すること、若しくは発注者がそれと同等の能力があると認めた者(下表職階 の技師(C)として扱う。)。

職階	建築士等の資格・業務経験等による区分
主任技師	一級建築士取得後 13 年以上の業務経験のある者
技師(A)	一級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のある者
技師(B)	一級建築士取得後3年以上8年未満の業務経験のある者
技師(C)	一級建築士として3年未満の業務経験のある者

(3) 管理技術者等の人工割合

管理技術者 (総括担当職員):10%、意匠主任担当職員:60%、構造主任担当職員:10%、電気設備主任担当職員:10%、機械設備主任担当職員:10%を目安とする。 ※契約時に調整の上、決定する。

(4) 監理業務の分担率

工事監理は、静岡県と受注者が別表2に示す分担率を共同で行う。

- (5) その他
 - ・監理形態は、標準巡回方式とする。
 - ・管理技術者等は、工事の受注者に対して契約額の変更を伴わないものについての指示・ 承諾・協議願いに対する受理をすることができる。
 - ・工事監理に関する法的手続きを含む。
 - ・工事に国庫補助金が入る場合は、申請に必要な資料の作成業務を含む。
 - ・現場定例打合せ及び分科会は、工事監理事務所が主体となって定期的に開催し、議事録 をまとめる。

4 協力事務所承諾申請書等の提出

(1)業務の一部について構造・設備等の他の専門事務所(以下、「協力事務所」という。)に協力を求める場合には、速やかに協力事務所承諾申請書(様式1)を提出すること。 また、承諾後、協力事務所との契約書の写しを提出すること。

(2) 協力事務所の選定

協力事務所の選定にあたっては、構造事務所及び設備事務所について、それぞれ次の要件を満たすものであること。

ア 構造事務所

建築士法(昭和25年法律第202号)による建築士事務所登録を受けていること。

イ 設備事務所

次のいずれかの事務所であること。

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)による設備設計一級建築士または建築設備士が1名以上所属していること。
- (4) 静岡県建設関連委託業務入札参加資格者名簿に登録されていること。

5 その他の業務

対象工事が完成した場合は、発注者の指示に従い監理業務に関する資料を作成するものと

する。

IV 貸与品

担当職員は、監理業務に関する設計図書等の貸与品は善良なる管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

別表 1 現場監督員事務所に常備する図書

図書名	備考
工事請負契約書(写)	現場説明書、現場説明に対する質疑回答書及び当該
図 面 及 び 仕 様 書	工事に必要な基準の類
請負代金内訳書	契約書により提出を求められた場合
工 程 表	契約書により提出を要する工程表及びこれに基づく実施工程表
工事の受注者の現場職員担当表	
主要下請負者一覧表	
監 理 業 務 報 告 書	様式3
監理業務報告書(令和 年 月分)	様式 3-2
監理業務報日報令和 年 月分集計表	様式 3-3
監 理 業 務 日 報	様式 3-4
工 事 進 捗 月 報	様式4 工事の受注者作成の工事工程月報(様式6)を添付のこと
工 事 記 録 簿	様式7
指示 (承諾) 書 (写)	指示・承諾・協議・提出・報告書(様式8)の写し
材 料 検 査 簿	様式 9
施工チェックシート	
施工計画書	
施工図書	
その他必要な書類	

(注) ※印は貸与品

別表 2

監理業務の分担率

(A) 総合工事監理業務

	業務項目		全体	県	県分	受注	者分
		業務 頃日		分担率	細分率	分担率	細分率
	(1) 工事監理方針の説明	(i)工事監理方針の説明	0.01	0.00	0.0000	1.00	0.0100
工	等	(ii)工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.00	0.0000	1.00	0.0100
事	(2) 設計図書の内容の把	(i)設計図書の内容の把握	0.06	1.00	0.0600	0.00	0.0000
監	握等	(ii)質疑書の検討	0.08	0. 25	0.0200	0.75	0.0600
理に係	(3) 施工図等を設計図書 に照らして検討及び報	(i)施工図等の検討及び報告	0.18	0. 10	0.0180	0.90	0. 1620
る	告する業務	(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.20	0.0120	0.80	0.0480
業務	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.00	0.0000	1.00	0.1600
務	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0. 20	0.0100	0.80	0.0400
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.00	0.0000	1.00	0.0600
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	1.00	0.0100	0.00	0.0000
工事	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.10	0.0060	0.90	0.0540
工事監理に関す	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.10	0.0110	0.90	0.0990
理に	(4) 工事と工事請負 契約との照合、確 認、報告等)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.01	0.0004	0.99	0.0396
関)工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0. 20	0.0100	0.80	0.0400
るそ)工事が設計図書の内容に適合しない疑いが ある場合の破壊検査	0.00	0.00	0.0000	1.00	0.0000
の他	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い等		0.02	1.00	0.0200	0.00	0.0000
の業務	(6) 関係機関の検査の立会	い等	0.03	0. 12	0.0036	0.88	0.0264
務	(7) 工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払請求の審査	0.01	1.00	0.0100	0.00	0.0000
	(1) 上尹貝又知(10)番宜	(ii)最終支払いの請求の審査	0.00	1.00	0.0000	0.00	0.0000
	計			_	0. 191	_	0.809

(B) 構造工事監理業務

	光改1.20日		全体	J.		受注	者分
		業務項目		分担率	細分率	分担率	細分率
	(1) 工事監理方針の説明	(i)工事監理方針の説明	0.01	0.00	0.0000	1.00	0.0100
工	等	(ii)工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.00	0.0000	1.00	0.0100
事	(2) 設計図書の内容の把	(i)設計図書の内容の把握	0.08	1.00	0.0800	0.00	0.0000
監	握等	(ii)質疑書の検討	0.09	0.22	0.0198	0.78	0.0702
理に係	(3) 施工図等を設計図書 に照らして検討及び報	(i)施工図等の検討及び報告	0. 19	0. 10	0. 0190	0.90	0. 1710
る	告する業務	(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.20	0.0120	0.80	0.0480
業務	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.20	0.00	0.0000	1.00	0. 2000
粉	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.04	0.25	0.0100	0.75	0.0300
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.05	0.00	0.0000	1.00	0.0500
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	1.00	0.0100	0.00	0.0000
工事	(2) 工程表の検討及び報告		0.02	0.10	0.0020	0.90	0.0180
工事監理に関す	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.09	0.10	0.0090	0.90	0.0810
理に	(i) (i))工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.01	0.0004	0.99	0.0396
関	(4) 工事と工事請負 (ii 契約との照合、確)工事請負契約に定められた指示、検査等	0.04	0.25	0.0100	0.75	0.0300
るそ	認、報告等 (iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いが ある場合の破壊検査	0.01	0.00	0.0000	1.00	0.0100
の他	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い等		0.02	1.00	0.0200	0.00	0.0000
の業務	(6) 関係機関の検査の立会	い等	0.03	0. 12	0.0036	0.88	0.0264
務	 (7) 工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払請求の審査	0.01	1.00	0.0100	0.00	0.0000
	(ii)最終支払いの請求の審査		0.00	1.00	0.0000	0.00	0.0000
	計			_	0.206	_	0. 794

(C) 設備工事監理業務

	米·34-12 口		全体	県	県分	受注	者分
		業務項目		分担率	細分率	分担率	細分率
	(1) 工事監理方針の説明	(i)工事監理方針の説明	0.02	0.00	0.0000	1.00	0.0200
工	等	(ii)工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.00	0.0000	1.00	0.0100
事	(2) 設計図書の内容の把	(i)設計図書の内容の把握	0.06	1.00	0.0600	0.00	0.0000
監	握等	(ii)質疑書の検討	0.07	0. 28	0.0196	0.72	0.0504
理に係	(3) 施工図等を設計図書 に照らして検討及び報	(i)施工図等の検討及び報告	0. 19	0. 10	0.0190	0.90	0. 1710
る	告する業務	(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.09	0.20	0.0180	0.80	0.0720
業務	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.13	0.00	0.0000	1.00	0. 1300
粉	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0. 20	0.0100	0.80	0.0400
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.08	0.00	0.0000	1.00	0.0800
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	1.00	0.0100	0.00	0.0000
工事	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.10	0.0060	0.90	0.0540
監	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.09	0.10	0.0090	0.90	0.0810
埋に	(4) 丁事と丁事請負 ──)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.01	0.0004	0.99	0. 0396
関)工事請負契約に定められた指示、検査等	0.04	0. 25	0.0100	0.75	0.0300
工事監理に関するその	認、報告等(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いが ある場合の破壊検査	0.00	0.00	0.0000	1.00	0.0000
の他	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い等		0.02	1.00	0.0200	0.00	0.0000
の業務	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.03	0. 12	0.0036	0.88	0.0264
務	(7) 工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払請求の審査	0.01	1.00	0.0100	0.00	0.0000
	(ii)最終支払いの請求の審査		0.00	1.00	0.0000	0.00	0.0000
	計			_	0.196	_	0.804

様式1

協力事務所承諾申請書

- 1 委託業務の名称
- 2 施行箇所
- 3 履行期間 着手 令和 年 月 日 ~ 完成 令和 年 月 日
- 4 協力事務所名

1 1/1/1/1	T 3/1//1/14			
種別	住 所	商号又は名称	氏名	契約金額 (予定)

※種別には、構造、設備(電気・機械設備)等の種別を記入すること。

- 5 協力事務所の資格等
 - (1) 構造事務所

建築士事務所登録の番号 () 建築士事務所 () 知事登録 () 第 号

- ※建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。
- (2) 設備事務所(該当する種別及び区分の番号に○印をつけること)

(=/ N/M 1/3/// (N/= / & E3///(0 E)// / E (1/ C = // & = C/				
種別	区分			
設備	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所			
(電気・機械設備)	②静岡県建設関連委託業務入札参加資格を有する事務所			
設備	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所			
(電気・機械設備)	②静岡県建設関連委託業務入札参加資格を有する事務所			

- ※該当する区分により、資格者証(写)又は入札参加資格の結果通知書(写)を添付すること。
- 6 履行体制(別添)
- 7 業務に従事することとなる建築士・建築設備士

. /143/31 /44 /	3 = G G 0, 3, E /		
【氏名】			
【資格】()建築士	【登録番号】	
【氏名】			
【資格】()建築士	【登録番号】	

※士法第22条の3の3又は士法第24条の8の書類に記載した場合は不要とする。

上記のとおり業務の一部を協力事務所に再委託したく、静岡県監理業務委託契約約款第4条に基づき申請しますので、承諾願います。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所 受注者 商号又は名称 氏名

*

※士法第22条の3の3第1項又は第3項の規定により書面を相互交付した場合は、署名又は記名押印をするものとする。

協力事務所承諾書

令和 年 月 日

受注者氏名

上記について、次のことを条件に承諾する。

様

- (1) 受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- (2) 受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるよう徹底すること。
- (3) 受注者は、発注者からの求めに応じ、(2) の書類の写しを提出すること。

静岡県知事

*

※士法第22条の3の3第1項又は第3項の規定により書面を相互交付した場合は、署名又は記名押印をするものとする。

別添

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

受注者 住所 氏名

(再委託先1)

		(开安记儿工)	
(受注者)		○○○有限会社	
 ××株式会社		住所、電話:	
		代表者氏名:	
		担当業務範囲	△△に関する□
		若しくは内容	□地区基礎調査
		(再委託先2)	
		○○○株式会社	(予定)
		住所、電話:	
		代表者氏名:	
		担当業務範囲	
		若しくは内容	
		(再委託先3)	
		○○○合資会社	
		住所、電話:	
		代表者氏名:	
		担当業務範囲	
		若しくは内容	
	<u> </u>	- (再委託先4)	

- (備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。
 - (1) 再委託の相手方の氏名(若しくは代表者氏名)
 - (2) 再委託の相手方の住所
 - (3) 再委託を行う業務の範囲(若しくは内容)